

答 申

平成 31 年度予算における補助金等について

平成 30 年 12 月 21 日

流山市補助金等審議会

目 次

はじめに	1
1 平成 31 年度補助金等予算要求について	1 ~ 4
2 審査対象補助金等、審査日程及び判断基準等	4 ~ 6
3 審査対象補助金等の審査結果	
(1) 総合評価区分	6
(2) 個別補助金等評価一覧	7 ~ 14
おわりに	14 ~ 15

はじめに

今般、流山市長より補助金等審議会（以下、「本審議会」という。）に対し、「平成 31 年度予算における補助金等の取扱いについて（1.平成 31 年度新規要求のあった補助金、2.平成 31 年度増額要求のあった補助金）」の諮問がありました。

この諮問を受け、本審議会委員 7 名は、市の関係部局が作成した「補助金等適正化実行プラン」（以下、「実行プラン」という。）及び附属説明資料等を基に、市の担当部局から説明を聴取するとともに議論を行い、審査・評価をしましたので、以下のとおり答申いたします。

1.平成 31 年度補助金等予算要求について

流山市における平成 31 年度の補助金等予算要求は、要求全体では 125 件、3,349 百万円（下記（1）表）となっており、前年度当初予算（下記（2）表）と比較しますと、件数では 2 件の減（市単独補助金等で増 2 件・減 2 件、国・県補助金等で増 1 件・減 3 件）となっていますが、金額では 487 百万円の増額要求（市単独補助金等で 40 百万円の減額、国・県補助金等で 527 百万円の増額）となっています。

その内訳は次のとおりです。

（1）平成 31 年度補助金等予算要求内訳

区 分	平成 31 年度要求		左 の 内 訳				
	件数	要求額 (千円)	市単独補助金等		国・県補助金等		
			件数	要求額(千円)	件数	要求額(千円)	
平成 31 年度予算要求	125	3,348,741	87	489,953	38	2,858,788	
（一般会計）	119	3,282,092	85	442,248	34	2,839,844	
（特別会計）	6	66,649	2	47,705	4	18,944	
予 算 要 求 内 容	新規要求のもの	3	11,850	2	1,850	1	10,000
	（一般会計）	3	11,850	2	1,850	1	10,000
	（特別会計）	-	-	-	-	-	-
	前年度から増額要求のもの	27	2,712,898	11	59,338	16	2,653,560
	（一般会計）	24	2,701,324	11	59,338	13	2,641,986
	（特別会計）	3	11,574	-	-	3	11,574
	前年度と同額要求のもの	65	247,409	53	144,556	12	102,853
	（一般会計）	64	245,759	52	142,906	12	102,853
	（特別会計）	1	1,650	1	1,650	-	-
	前年度から減額要求のもの	30	376,584	21	284,209	9	92,375
	（一般会計）	28	323,159	20	238,154	8	85,005
	（特別会計）	2	53,425	1	46,055	1	7,370

(2) 平成 30 年度補助金等予算内訳

区 分	平成 30 年度予算		左 の 内 訳				
	件数	予算額 (千円)	市単独補助金等		国・県補助金等		
			件数	予算額(千円)	件数	予算額(千円)	
平成 30 年度予算	128	3,071,950	87	530,442	41	2,541,508	
(一般会計)	122	2,996,394	85	478,642	37	2,517,752	
(特別会計)	6	75,556	2	51,800	4	23,756	
内 訳	<当初予算>	127	2,861,538	87	529,621	40	2,331,917
	(一般会計)	121	2,785,982	85	477,821	36	2,308,161
	(特別会計)	6	75,556	2	51,800	4	23,756
	<9月補正>注1	1(3)	4,081			1(3)	4,081
	(一般会計)	1(3)	4,081			1(3)	4,081
	(特別会計)						
	<12月補正>注2	(2)	206,331	(1)	821	(1)	205,510
	(一般会計)	(2)	206,331	(1)	821	(1)	205,510
	(特別会計)						

(注1) 9月補正に計上した国・県補助金等3件は、「補正予算において新規に計上したものの」が1件と「平成30年度既計上予算額を増額補正したもの」が2件であるため、本表では、補正で新規に計上した件数を外書きで示し、補正計上件数は()内に表示している。したがって、合計件数には新規に計上した件数のみをカウントしている。

(注2) 12月補正では、市単独補助金、国・県補助金等のいずれも「平成30年度既計上予算額を増額補正するもの」であるため、補正計上件数は()内で表示し、合計件数にはカウントしていない。

この「平成31年度補助金等予算要求」(上記(1)表)と「平成30年度補助金等予算」(上記(2)表)との比較で増減している主なものは次のとおりとなっています。

平成31年度新規要求補助金等

「市単独補助金等」 2件 1,850千円

- ・立地企業等協力金 1,250千円・・・・・・・・・・・・・・・・(P.7参照)
- ・農林水産業の振興に関する補助金(荒廃農地有効活用奨励金)600千円
・・・・・・・・・・・・・・・・(P.7~8参照)

「国・県補助金等」

- ・ブロック塀等除却補助金(注) 10,000千円

(注)本補助金については、平成31年度新規要求の補助金ではあるが、事業の緊急性から、平成30年度9月補正予算で一部を計上し、執行している。

制度は存するが平成30年度は該当がないことから予算計上がなく、平成31年度に新たに予算要求する補助金等

- 「市単独補助金等」 2件 1,534千円
- ・受動喫煙防止対策助成金 1,000千円・・・・・・・・・・(P.9参照)
- ・商業振興共同施設設置等事業費補助金 534千円・・・・・・・・(P.11参照)

- 「国・県補助金等」 2件 6,599千円
- ・病児保育施設整備費補助金 4,599千円
- ・コミュニティ助成事業補助金 2,000千円

平成30年度には予算計上したが、新年度には予算要求を行わない補助金等

- 「市単独補助金等」 2件 1,646千円
- ・社会福祉施設整備資金借入金補助金 1,625千円
- ・社会福祉施設整備資金借入金利子補助金 21千円
- 「国・県補助金等」 3件 17,900千円
- ・コミュニティ助成事業補助金(コミュニティセンター) 15,000千円
- ・地域活動支援センター等家賃補助金 900千円
- ・地域の文化・芸術活動事業助成金 2,000千円

平成30年度当初予算に比し、増減額が±10,000千円以上の補助金等

- 「市単独補助金等」
- ・流山商工会議所事業補助金(増額)15,500千円・・・・・・・・(P.11~12参照)
- ・企業立地促進奨励金(減額) 10,950千円
- ・自治会館建設事業補助金(減額) 19,100千円
- ・私立保育所整備費補助金(賃貸物件市単独補助分)(減額) 13,919千円
- 「国・県補助金等」
- ・私立保育所運営事業補助金(増額)204,527千円
- ・私立保育所整備費補助金

平成30年度当初予算比(増額)484,427千円

(12月補正後予算比(増額)278,917千円)

- ・小規模保育事業所整備費補助金(減額) 162,000千円

上記の(1)平成31年度補助金等予算(要求)と(2)平成30年度補助金等予算(当初)を「市単独補助金等」と「国・県補助金等」に分けて増減等を比較してみると、それぞれ次のとおりとなっています。

まず、「市単独補助金等」では、件数では増2件・減2件で変化がないものの、金額では39,668千円の減額要求となっています。この内訳をみますと、新規・増額要求では、上記の新規要求(2件1,850千円)と増額要求(2件1,534千円)及び流山商工会議所事業補助金の増額(15,500千円)がその主なものとなっていますが、このほかに補助対象員数の増加等を見込んで増額要求するもの(8件)がありますので、全体としては13件25,371千円の増額要求となっています。一方、減額要求をみますと、主なものとしては、上記の平成31年度に要求を行わないことによる減額(2件1,646千円)及び大幅に減額要求するもの(3件43,969千円)がありますが、このほかに

補助対象員数等の減少を見込んで減額するもの（18件）がありますので、全体としては65,039千円の減額要求となっていて、結果として「市単独補助金等」は39,668千円の減額要求となっています。なお、この増減額要求のうち流山商工会議所事業補助金（大規模修繕等に係る増額）及び自治会館建設事業補助金（平成30年度で終了のため減額）については、いずれも建設関係の単年度限りの事業経費でありますので、仮にこの二件を除いて経常経費の増減としてみた場合にあっては、対前年度36,068千円の減額要求となっています。

以上のとおり、市単独補助金等については、総体的にみて比較的精査された予算要求になっていることがいえます。

なお、新規・増額補助金等についての個別的評価の詳細は、3の（2）のとおりとなっています。

次に「国・県補助金等」では、件数では2件の減となっているものの、金額では526,871千円の増額要求となっています。この内訳をみますと、新規・増額要求では、上記のブロック塀等除却補助金（新規10,000千円）と増額要求（2件6,599千円）及びの私立保育所運営事業補助金の増額（204,527千円）並びに私立保育所整備費補助金の増額（484,427千円）の5件でその殆どとなっていますが、このほかに補助対象員数の増加等を見込んで増額要求するもの（12件）がありますので、全体としては17件722,185千円の増額要求となっています。一方、減額要求をみますと、上記の平成31年度に要求を行わないことによる減額（3件17,900千円）及びの小規模保育事業所整備補助金の大幅な減額（162,000千円）でその殆どを占めていますが、このほかに補助対象員数等の減少を見込んで減額するもの（8件）がありますので、全体としては195,314千円の減額要求となっていて、結果として「国・県補助金等」では526,871千円の大幅な増額要求となっています。

このように「国・県補助金等」については、本市の常在人口の増加、特に若年世帯人口の増加が続いていること等から、保育関連事業経費を中心として依然として増加が続いている状況にあるといえます。

2. 審査対象補助金等、審査日程及び判断基準等

今回の諮問は、平成31年度予算の策定に当たって、「新規及び増額要求のあった補助金等について」本審議会の意見を求められたものであります。

したがって、これを受けての審査対象補助金等及び審査の判断基準等については次のとおりとしました。

（1）審査対象補助金等

審査対象の補助金等は、平成31年度新規・増額要求補助金等30件（1-（1）参照）のうち、これまでと同様、国・県補助金等17件を除く市単独補助金等13件（新規要求2件、増額要求11件）としました。

また、審査に当たっては、「実行プラン」及び附属説明資料等を基に市の担当部局が

らのヒアリングを 2 日間に分けて行い、その後各委員からそれぞれの補助金等に対する評価・意見等を求め、これらに基づき審議し、本審議会としての「総合評価」等を決定しました。

(2) 審査日程

日 程	審 査 内 容	備 考
11月7日(水)	・市長より「諮問」 ・「今後の審査日程」、「審査対象補助金等」及び「判断基準」及び「総合評価区分」等を決定	
11月13日(火)	関係部局から以下の補助金等 6 件についてヒアリングを実施	〔所管課〕
	・受動喫煙防止対策助成金 (増額要求)	健康増進課
	・立地企業等協力金 (新規要求)	誘致推進課
	・就労支援施設利用者負担助成金 (増額要求)	障害者支援課
	・私立保育所等 AED 設置事業補助金 (")	保 育 課
	・私立幼稚園 AED 設置事業補助金 (")	"
	・流山花火大会事業補助金 (")	流山本町・利根運河 ツーリズム推進課
11月21日(水)	関係部局から以下の補助金等 7 件についてヒアリングを実施	〔所管課〕
	・農林水産業の振興に関する補助金 (荒廃農用地有効活用事業奨励金) (新規要求)	農業振興課
	・農林水産業の振興に関する補助 (米飯給食における地産地消推進事業)(増額要求)	"
	・農業振興資金利子補給金 (")	"
	・土地改良施設維持管理費補助金 (")	"
	・流山商工会議所事業補助金 (")	商工振興課
	・商業振興共同施設設置等事業費補助金 (")	"
	・商店街空き店舗有効活用事業等補助金 (")	"
12月4日(火)	個別補助金等ごとに新規・増額要求の内容を審査、「総合評価」及び「評価コメント」について協議	
12月12日(水)	個別補助金等ごとに「総合評価」及び「評価コメント」を決定、併せて答申書(案)について協議	
12月18日(火)	答申書(案)について協議、「答申書」を決定	
12月21日(金)	市長へ答申	

(3) 判断基準及び総合評価区分

①「判断基準」は、以下の五項目で行いました。

審査項目		判断基準
公益性	・市の政策目的に合致している。 ・市民の福祉の向上に役立っている。	・市の政策目的に沿い、公共性があるか。 ・市民の福祉の向上に役立ち、公益性があるか。
公平性	・事業の効果が広い範囲に及ぶものであって、特定の団体・個人に特権的恩恵を与えるものでない。	・公平に市民に利益をもたらすものか。 ・長期にわたり交付し、補助事業がマンネリ化、既得権化していないか。 ・同種・類似の事業に対し、補助金の交付に公平感はあるか。
必要性	・補助対象事業の活動内容が、市民ニーズに沿っている。	・市民が望んでいる事業か。 ・継続事業に対しては、時代のニーズの変化に対応しているか。 ・事業を継続する今日的意義があるか。 ・自助努力でやれる事業ではないか。
効果	・事業活動に効果があり、補助金の意義が認められる。	・補助事業の目的に照らし、その効果が十分に現れているか。 ・ムダ使いが無く、費用対効果が適切であるか。
適切性	・事業活動が計画に基づいて行われ、会計処理等が適切に行われている。	・事業活動の実績報告が適切に行われているか。 ・会計処理が適切に行われているか。補助目的から外れていないか。 ・補助金のみ依存することなく、団体に自立性が図られているか。

②「総合評価区分」は、次の四段階での評価としました。

- A評価 受 当 な も の
- B評価 おおむね受当なもの
- C評価 検討を要するもの
- D評価 不認可とすべきもの

3. 審査対象補助金等の審査結果

審査の結果、審査対象補助金等に係る「総合評価区分」及び「個別評価」は次のとおりとなりました。

(1) 総合評価区分

- A評価(受 当 な も の) 13件(新規要求2件、増額要求11件)
- B評価(おおむね受当なもの) 0件
- C評価(検討を要するもの) 0件
- D評価(不認可とすべきもの) 0件

(2) 個別補助金等評価一覧
新規要求補助金等(2件)

補助金等番号	補助金等名称 & 予算要求額 [事業の趣旨・目的]	総合評価	評価コメント
4	<p>立地企業等協力金 1,250 千円</p> <p>[事業の趣旨・目的] 企業立地促進奨励金の交付要件を満たす立地企業に、土地又は建物を賃貸する不動産所有者に対し、当該事業所の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額を、協力金として交付することでさらなる立地企業の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者；国税、県民税及び市税を完納している不動産所有者 ・助成期間；立地した日の属する年の翌年から起算して3年間 	A	<p>本市における企業立地が停滞していることについては、本審議会としても危惧している旨を申し上げてきたところである。</p> <p>現行の企業立地促進奨励金による優遇措置をもって企業立地が進まないのは、立地対象企業の範囲に加え、本市の土地の現況(事業用地確保の難しさ及び地価の高騰等)から、交付要件である土地、建物の取得の難しさが、その要因の一つであったことは理解できる。</p> <p>本年7月に、かかる事態を踏まえ、立地対象企業の範囲を拡大するとともに、土地又は建物の賃借による立地企業も対象とすること等を内容とした条例改正が行われたところであるが、賃借による立地希望の企業が求める土地・建物の確保には、当該不動産所有者の理解と協力が不可欠である。</p> <p>本協力金制度の創設は、当該不動産所有者の賃貸意欲の喚起にもつながり、立地希望企業の土地・建物の確保が促進され、さらなる企業立地の進展が期待でき、妥当である。</p> <p>ただ、この制度創設に伴い、企業立地が特定地域に集中する恐れがあることや対象業種が限定されていることから特定の業種が乱立する危惧があるとともに、すでに事業開始した同業種間での不公平感を惹起しないかとの意見もある。事業実施に当たってはかかる点についても考慮され、公平で実効性のある企業立地が推進されることを期待する。</p>
78	<p>農林水産業の振興に関する補助金(荒廃農用地有効活用事業奨励金) 600 千円</p> <p>[事業の趣旨・目的] 農業就労者の高齢化や担い手問</p>	A	<p>本審議会は、平成29年9月28日付けの答申で、「本市における農業関係補助金等については、『流山市農業振興基本指針』に基づき実施されているものと理解できることから、各事業の必要性自体はおおむね認めることとし、特に同指針に謳っている『課題への対応』については、市民の理</p>

	<p>題等による農業者人口の減少が、耕作放棄の要因となり荒廃農地（市街化調整区域内の農地）が増加している。この荒廃農地の増加は、営農環境の悪化や害虫の発生及び鳥獣被害を誘発するとともに、自然環境にも大きな影響を及ぼすことになる。このため荒廃農地を自身が農地として活用するために再整備する農業者に、その再整備に係る費用の一部を補助することで、荒廃農地を減少させるとともに、営農環境の改善及び良好な自然環境の確保を図る。</p>		<p>解を得るためにも逐次具体的に示すことが必要である。」旨の意見具申を行ったところである。</p> <p>本事業はその中の一つである「減少を続ける経営耕地と不耕作地への対応」のための事業の創設と理解でき、妥当である。</p> <p>しかし、荒廃農地を再整備し、営農環境の改善を図るとともに、良好な自然環境の確保を図るといふ事業目的の必要性は理解できるが、調整区域内の農地であるとはいえ、所有者の保持責任の観点からみると公平性の点で疑問があることを指摘しておく。</p>
<p>計（2件） 1,850千円</p>		<p>【総合評価】 A評価 2件</p>	

増額要求補助金等(11件)

(注)平成30年度予算額は当初予算額である。

補助金等番号	補助金等名称 [創設年度] (参考;過去の評価)	31年度 要求額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	対前年 増減額 (千円)	総合 評価	評価コメント
30	<p>就労支援施設利用者負担助成金</p> <p>[創設年度] ・平成19年度 (経過年数12年)</p> <p>(参考) ・29.9.28付け答申 総合評価「A」</p>	2,341	820	1,521	A	<p>本助成金は、就労支援施設利用（障害者総合支援法に基づき原則1割負担）に伴う障害者及び家族の負担の軽減を図るとともに、障害者の就労意欲の減退を防止し、障害者の自立の促進に寄与するものである。</p> <p>増額は、直近の利用実績の伸びに加え、さらに利用者の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。</p> <p>ただ、利用者の就職実績が極めて少ない。厳しさは理解するも、一人でも多くの方が正規雇用につながるようご尽力に期待する。</p>

50	<p>私立保育所等 AED 設置事業補助金</p> <p>[創設年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度 (経過年数 11 年) <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29.12.27 付け答申 総合評価「A」 ・29.9.28 付け答申 総合評価「A」 	1,958	1,752	206	A	<p>本補助金は、保育児童の安全・安心等のため、初期救命に効果のある自動体外式除細動器 (AED) を設置する私立保育所等に対し、その設置・リースに要する費用の一部を補助 (補助上限額; 一園 (保育所) 当たり 50,000 円) するものである。</p> <p>増額は、私立保育所の増設 (3 園) に伴うものであり、妥当である。</p>
51	<p>受動喫煙防止対策助成金</p> <p>[創設年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度 (経過年数 8 年) <p>(注) 平成 23 年 9 月補正予算で創設されたが、その後予算化されなかったため、本審議会における評価は行っていない。</p>	1,000	0	1,000	A	<p>本助成金は、国の受動喫煙防止対策助成金 (中小企業事業主による受動喫煙防止のための施設設備に対する助成制度) の支給を受けた、市内に存する旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業の事業主に対し、市もその費用の一部を助成し、本市における受動喫煙防止対策の推進を図るものである。本市の健康づくり支援計画にもマッチする事業であり、妥当である。</p> <p>ただ、これまでは努力義務であったとはいえ、実績が 1 件と極めて少ない。全面施行 (2020 年 4 月) は間近である。周知・広報に努め、実効性のある着実な事業推進に期待する。</p>
72	<p>農林水産業の振興に関する補助金 (米飯給食における地産地消推進事業)</p> <p>[創設年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度 (経過年数 9 年) <p>(参考)</p>	14,950	13,800	1,150	A	<p>本補助金は、小中学校及び保育所の給食に流山産米を供給し、米飯給食を地元産に切り替えることで、児童生徒に対して食への関心を高めるとともに、食の安全・安心性を図り、流山産米の普及に努めることを目的に、学校給食米を提供する市内農家に JA 米買取価格と自主流通米価格との差額の一部を補填するものである。</p> <p>増額は、児童・生徒数の増加によ</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 29.12 . 27 付け答申 総合評価「B」 ・ 29.9 . 28 付け答申 総合評価「B」 					<p>るものであり、妥当である。</p> <p>ただ、本審議会の「自主流通米価格が変動している中で助成（限度）額に変動が見られない」との指摘については、現在のところ「JA 米買取価格に本補助金を交付しても、自主流通米価格に追いつかない状況が続いている。」とのことであるが、補填金が常に上限額となっていることから、固定化・既得権化している感が否めないとの指摘をしているものである。本審議会が従前より求めている補填額（上限額の設定）のあり方（「自主流通米価格の変動に応じた価格設定の可否」等）について、引き続きの検討を求める。</p> <p>さらに、供給する産米については、引き続き安定した品質を維持していただきたい。</p>
73	<p>農業振興資金利子補給金</p> <p>[創設年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度 (経過年数 3 年) <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 29.12 . 27 付け答申 総合評価「A」 ・ 29.9 . 28 付け答申 総合評価「B」 	300	262	38	A	<p>本補給金は、効率的で安定的な農業経営の推進を図るとともに、都市農業の振興を図ることを目的として、「農業後継者」、「新たに農業を営む者」、「農業経営の安定化と近代化を目指す者」が農業振興資金の貸し付けを受けた場合の利子補給を行うものである。</p> <p>増額は、継続事案 7 件の他に新規融資申し込みが 5 件（うち 1 件は新規就農者の予定）見込まれることによるものであり、妥当である。</p>
77	<p>土地改良施設維持管理費補助金</p> <p>[創設年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 63 年度 (経過年数 31 年) 	3,918	1,694	2,224	A	<p>本補助金は、多面性のある水田の健全な保全を促進するとともに、水稻の生産性を高め、水害の防止に資するほか、市民生活の安全確保や環境の保全に寄与することを目的に、市内土地改良区（三区）が実施する灌漑排水施設の維持管理等に要す</p>

	<p>(参考)</p> <p>・29.9.28 付け答申 総合評価「A」</p>					<p>る経費の一部を補助するものである。</p> <p>本審議会は、本補助事業については長期・固定化が否めない事業とした上で、「事業の目的から妥当とはするが、市として各土地改良区の実態を良く把握し、優先度を踏まえた計画性のある事業執行を行うべき。」との指摘をしてきている。</p> <p>今回の増額は、三土地改良区における「揚水機場取水口浚渫工事」及び「水路改修」等の施設設備の改修に要するものであり、近年頻発している異常気象に伴う豪雨風水害等への対策からも必要性の高いものと理解でき、妥当である。</p>
81	<p>商業振興共同施設 設置等事業費補助 金</p> <p>[創設年度] ・昭和54年度 (経過年数40年)</p> <p>(参考) ・29.9.28 付け答申 総合評価「B」</p>	534	0	534	A	<p>本補助金は、商店街の環境を整備し、商業の振興及び市民の利便性の向上を図り、もって地域市民の安全・安心等に寄与することを目的に商店街が設置する共同施設（街路灯、防犯カメラ、アーチ、アーケード、駐車場等）の設置経費等の一部を補助するものである。</p> <p>平成31年度は、新たに江戸川台駅前商店会の「防犯カメラ設置工事」及び平和台銀座通り商店街の「防犯カメラ補修工事」を行うことに要する経費補助であり、防犯対策としてまさに市民の安全・安心に直結する公共性の高いものと理解でき、妥当である。</p> <p>なお、本審議会が要望している「自助努力による市補助金の逡減化に向けた検討」については、継続しての努力を要望する。</p>
82	<p>流山商工会議所事 業補助金</p>	23,000	7,500	15,500	A	<p>本補助金は、市内商工業等の振興を図るため、本市の総合的な経済発</p>

	<p>[創設年度]</p> <p>・平成 22 年度 (経過年数 9 年)</p> <p>(参考)</p> <p>・29.9.28 付け答申 総合評価「B」</p>					<p>達の中心的役割を果たす商工会議所の行う各種事業(市内商工業者に対する経営相談、各種研修会、講演会の開催、金融斡旋事業等)に対し、その経費の一部を補助するものであり、平成 31 年度においても、前年度に引き続き同様の各種事業(補助額 7,500 千円)を実施することとしている。</p> <p>平成 31 年度で大幅な増額(15,500 千円)となるのは、築後 33 年が経過している商工会館の空調設備・照明設備等の大規模改修に要する経費に対する一部補助である。同会館は、本市の商工業の振興に資するための中心的な拠点施設であり、今回の改修工事の内容が市内商工業者等を含めた多くの利用者の利便に供するものであること、及び同会館の建設当初においても市が一定の支援をしている経緯等に鑑み、妥当である。</p> <p>しかし、本来であれば、かかる改修等は修繕積立金等による自主財源で行うべきものとする。今後に向け、かかる財源確保に向けた取組みに併せて、本審議会が従前より要望している、「運営基盤強化のための自主事業の拡充」についても引き続き要望する。</p>
83	<p>商店街空き店舗有効活用事業等補助金</p> <p>[創設年度]</p> <p>・平成 19 年度 (経過年数 12 年)</p>	3,937	3,652	285	A	<p>本補助金は、市内商店街の空き店舗の解消を図り、賑わいを創出し、市内の商店街の活性化等を行うことを目的とした商業団体が行う「商店街空き店舗有効活用事業(賃借する空き店舗の改装費及び賃料補助)」及び「商店街活性化アドバイザー派遣事業」の一部を補助するも</p>

	<p>(参考)</p> <p>・29.9.28 付け答申 総合評価「A」</p>					<p>のである。</p> <p>増額は、継続する5店舗の他に新たな創業者(1件)にかかる改装費及び家賃補助であり、妥当である。</p> <p>なお、本審議会が要望している、「本事業を実効あるものとするための他の政策等との協調」及び「新規創業者の適格性等の精査」等については、事前協議の段階で商工会議所の経営指導員による経営指導を義務付けるとともに、創業後においても四半期ごとに経営指導を受けることとするなど、事業の実行と可能性についての精査が伺え、評価できる。</p>
85	<p>流山花火大会事業補助金</p> <p>[創設年度]</p> <p>・昭和51年度 (経過年数43年)</p> <p>(参考)</p> <p>・29.9.28 付け答申 総合評価「A」</p>	7,000	6,000	1,000	A	<p>本補助金は、夏の風物詩として定着してきている「流山花火大会」の開催経費の一部を補助するものである。</p> <p>本事業は、郷土愛の醸成、ふれあいの場の創出とともに、市内外からの来場者を迎える観光資源としての定着を図り、交流人口の増加を目的として行っているものであるが、その効果は、近年における来場者数の増加に現れてきている。</p> <p>来年度の開催に当たっては、来場者数のさらなる増加が見込まれるとともに、これまで花火大会の警備に協力をいただいていた警察当局が2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた警備強化に人員を振り向けられることとなるため、自前による警備の強化が課題となっている。</p> <p>増額は、かかる警備強化を民間警備会社へ委託することに伴う経費増及びさらなる来場者の増加に対</p>

						<p>応じた会場設営費等の経費増を見込んでのものであり、妥当である。</p> <p>ただ、かかる事態を考慮し、関東近郊の一部には花火大会の実施時期を変更する等の措置を決めたところもある。増額理由となっている警備強化経費を逡減させるため、本大会の実施期日を変更することの可否を含めた検討が必要である。</p> <p>また、従前より要望している「催事収入の確保に努め、補助金の逡減化を図ること」については、協賛スポンサーの確保等尽力の後が見られ評価できるが、財源確保等に向けたなお一層の努力を引き続き要望する。</p>
102	<p>私立幼稚園 AED 設置事業補助金</p> <p>[創設年度]</p> <p>・平成 20 年度 (経過年数 11 年)</p> <p>(参考)</p> <p>・29.9.28 付け答申 総合評価「A」</p>	400	337	63	A	<p>本補助金は、児童の健康維持、子供の安全・安心等のため、初期救命に効果のある自動体外式除細動器 (AED) を設置する私立幼稚園に対し、その設置・リースに要する費用の一部を補助 (補助上限額;一園当たり 50,000 円)するものである。</p> <p>増額は、現在 AED を設置している市内 8 園が新たなリース契約を迎えることとなることから、補助上限額相当額を予定しているものであり、妥当である。</p>
計 (11 件)		59,338	35,817	23,521		<p>【総合評価】</p> <p>〔A 評価〕11 件、〔B 評価〕0 件 〔C 評価〕0 件、〔D 評価〕0 件</p>

おわりに

今回審査対象とした 13 件の新規・増額補助金等への個別評価は、前記 3 の (2) のとおりで、それぞれの補助金等ごとに本審議会としての意見・要望等を付記しておりますが、総合評価はすべて「A 評価 (妥当)」となりました。

この理由を簡潔に申し上げますと、新規の 2 件については、指摘する点はあるものの、いずれも現下の課題に対応した事業創設と認められること、また、増額要求の 11 件につ

いても、その大半は事業の必要性が認められるもので、かつ補助対象員数の増加等に伴う増額要求であること、また、これまで改善要望等の指摘をしている補助金等についても、要求内容を精査した結果、引き続いて改善要望する点はあるものの、現状においては増額等の必要性が認められるため、結果としてすべての事業が「妥当」との評価となったものであります。

また、今回の実行プラン及び説明資料等をみますと、総体的には、これまでの本審議会の意見・要望等への対応策等が具体的に示されるようになってきていますが、依然として要望に対しての具体的な検討がみられないものがありました。該当補助金等については前記3の(2)において再度の検討・要望を付記していますので、是非とも次回説明時には具体的な検討策を「実行プラン」等で示されるようお願いいたします。

このことに関連して、あえて申し上げることになりますが、以前の本審議会答申(平成26年10月1日)にもあるとおり、補助は、「公益上の必要性が客観的に認められるとともに、補助対象者(団体)において『自助努力をもってしてもなお足りず、行政の手助けがどうしても必要』といった部分に限る。」という必要最小限の原則に基づき行われる必要があります。補助事業である以上、基本は補助対象者(団体)が自助努力により財源確保を図り、自立化に向けた努力を最優先に行うべきものであります。その結果如何で、「現行どおり補助の継続が必要」、「継続の必要性はあるが補助率の逡減化」、場合によっては「補助の見直し」等々の検討をすべきものであります。今回改善要望等を行った補助金等のもとより、本審議会がこれまで改善要望等を行った補助金等であっても、前年度と同額要求若しくは減額要求であることから、今回の本審議会の審査・評価を受けることなく、平成31年度においても継続執行されるものが数多くありますが、これらの補助金等についても、今一度この原点に立ち返り、新年度予算の策定に当たられるよう強く要望いたします。

補助金等と言うまでもなく市民の貴重な税金により賄われているものであります。新年度においても補助金等が有効に活用されるとともに、適正執行に万全を期されるようお願いいたします。

平成30年12月21日

流山市補助金等審議会

会 長 山口今朝勝
副会長 中村秋子
西村象六
川上順利
神田玲子
田中菊子
山本隆一郎